



目標（大項目） 1

あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

日本では、総人口の51.4%¹が女性であり、目黒区においても、総人口の52.8%²が女性です。あらゆる分野において男女平等・共同参画が進むことは、それぞれの取組や活動に様々な視点を取り入れられることを通じて、暮らしやすく、豊かで活力ある社会の実現につながります。

あらゆる分野において男女平等・共同参画を進めるためには、より多くの女性の参画や活躍の推進が必要です。SDGsにおいても、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定に完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

一方で、世界経済フォーラムが各国の男女格差を指数で表した「ジェンダー・ギャップ指数」(GGI)³では、令和3(2021)年3月に公表された指数で日本は156か国中120位と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも低い結果となっています。中でも、経済分野(117位)と特に政治分野(147位)の順位が低くなっています。

指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、実質的な機会の平等を果たすために極めて重要です。そのため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)⁴の推進等により、社会制度や慣行がいずれかの性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識⁵、偏見等に基づく格差の解消に取り組むことが求められています。区は、全ての人が、家庭、職場、地域などのあらゆる状況において共に責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる社会を目指して取組を推進します。

1 総務省「人口推計」[2021年8月1日現在(概算値)]

2 住民基本台帳[令和3年(2021)9月1日現在]

3 ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが各国の男女格差を経済、教育、健康、政治の4分野に分けて指数化したもので、0が完全不平等、1が完全平等を示します。

経済：給与、雇用数、管理職や専門職での雇用における男女格差

教育：初等教育や高等・専門教育への就学における男女格差

健康：出生時の性別比、平均寿命の男女差

政治：議会や閣僚など意思決定機関への参画、過去50年間の国家元首の在任年数における男女差

4 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号)。

5 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと(第5次男女共同参画基本計画)。

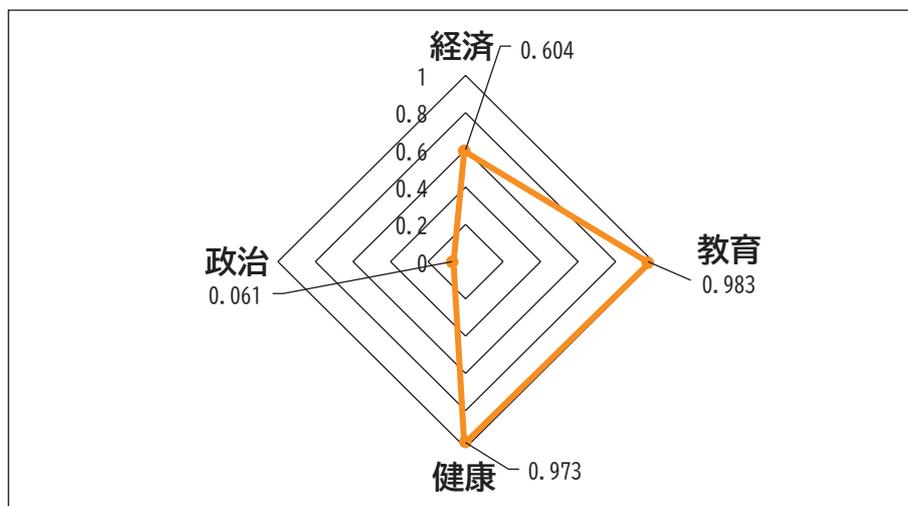


ジェンダー・ギャップ指数 [令和3 (2021) 年] (抜粋)

順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892	23	英国	0.775
2	フィンランド	0.861	24	カナダ	0.772
3	ノルウェー	0.849	29	デンマーク	0.768
4	ニュージーランド	0.840	30	米国	0.763
5	スウェーデン	0.823	31	オランダ	0.762
6	ナミビア	0.809	34	メキシコ	0.757
7	ルワンダ	0.805	41	スロベニア	0.741
8	リトアニア	0.804	46	エストニア	0.733
9	アイルランド	0.800	50	オーストラリア	0.731
10	スイス	0.798	55	ルクセンブルグ	0.726
11	ドイツ	0.796	59	コロンビア	0.725
12	ニカラグア	0.796	60	イスラエル	0.724
13	ベルギー	0.789	63	イタリア	0.721
14	スペイン	0.788	70	チリ	0.716
15	コスタリカ	0.786	75	ポーランド	0.713
16	フランス	0.784	77	スロバキア	0.712
17	フィリピン	0.784	78	チェコ	0.711
18	南アフリカ	0.781	98	ギリシャ	0.689
19	セルビア	0.780	99	ハンガリー	0.688
20	ラトビア	0.778	102	韓国	0.687
21	オーストリア	0.777	120	日本	0.656
22	ポルトガル	0.775	133	トルコ	0.638

(備考) 1. データは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」から引用。
 2. 上位20か国及びOECD加盟国(37か国)を抽出。
 出典：令和3年版男女共同参画白書(内閣府)

【日本のジェンダー・ギャップ指数 [令和3 (2021) 年]】





課題（中項目） 1 - 1

政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進

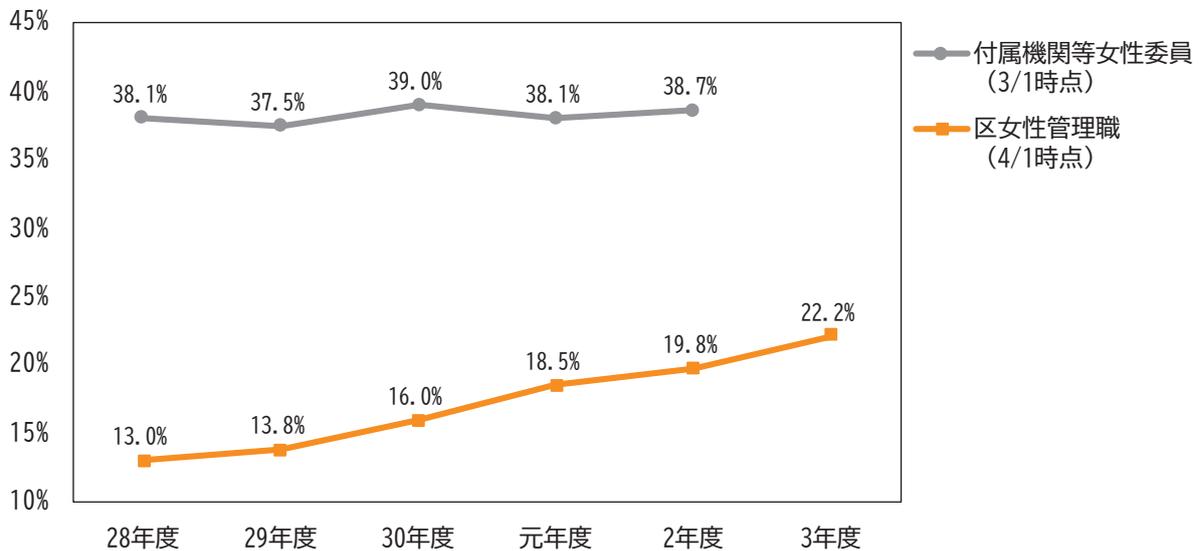
組織やコミュニティにおける意思決定過程に男女が均等に参画することは、男女が平等に共同参画する社会づくりの根幹を形成する要素であり、全ての取組の中でも特に重要です。

区では、前計画において、区が設置する附属機関や私的諮問機関の女性委員の割合を50%にすることを目標にしていたが、令和3（2021）年3月1日時点で38.7%であり、前計画期間中はわずかな上昇にとどまりました。一方で、区の女性管理職の割合は上昇を続けており、令和3（2021）年4月には20%を超えました。

政策形成及び意思決定過程における女性の参画拡大は、地道な取組の積み重ねで少しずつ前進してきました。本計画においても、この取組を継続させ、区の附属機関等の女性委員割合が目標の50%に近付くように、各種取組を推進します。

また、政府は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指して取り組んでいます。区においても、引き続き、女性職員の意識啓発や人材育成に取り組む、女性管理職の割合の更なる向上を目指します。

【附属機関等の委員と区の管理職における女性割合の推移】



課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
区が設置する附属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	38.7% (令和3(2021)年3月)	50%



施策の方向（小項目）①審議会等への女性の参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
1	審議会などへの女性の積極的登用	女性委員50%の目標に向けて取組を進めるため、「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」を活用します。また所管課に女性委員の積極的な選出を依頼し、改選結果の報告を求めることで、女性の登用を促進します。	政策企画課 人権政策課 関係各課	継続
2	女性の人材活用	「男女共同参画人材情報データベース」（国立女性教育会館）や「はばたく女性人材バンク」（内閣府）などについて各課に周知し、女性の人材活用を進めます。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）②女性職員のエンパワーメント支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
3	女性職員に対する係長職昇任能力実証・管理職選考の受験促進	政策決定や組織運営の場に男女が参画できるよう、係長職昇任能力実証・管理職選考について、女性職員に積極的な受験を促します。	全課 (人事課)	継続
4	キャリア形成のための支援	全ての年代・性別・職層において、自身のキャリアビジョンを計画的に描けるように、昇任意欲醸成につながる研修のほか、年齢や職層にあったキャリア形成支援研修を実施します。	人事課	継続
5	女性管理職を増やすための仕組みづくり	区の特定事業主行動計画の内容を踏まえて、女性管理職を増やす仕組みづくりやキャリア形成支援を検討、実施します。	人事課	継続

施策の方向（小項目）③区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
6	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	職務実態を踏まえて、性別に偏らない職員配置や職務分担を推進します。	全課 (人事課)	継続
7	情報提供と取組促進に向けた啓発	男女平等・共同参画審議会からの答申内容や、東京都・国からの連絡等、区職員の男女平等・共同参画意識を啓発するため、必要な情報提供を行います。	人権政策課	継続
8	男女平等・共同参画のための研修や職場づくり	区職員の男女平等・共同参画意識を醸成するとともに、女性職員が果敢にチャレンジできるよう、研修や職場づくりに向けた取組を行います。	人事課	継続



課題（中項目） 1-2

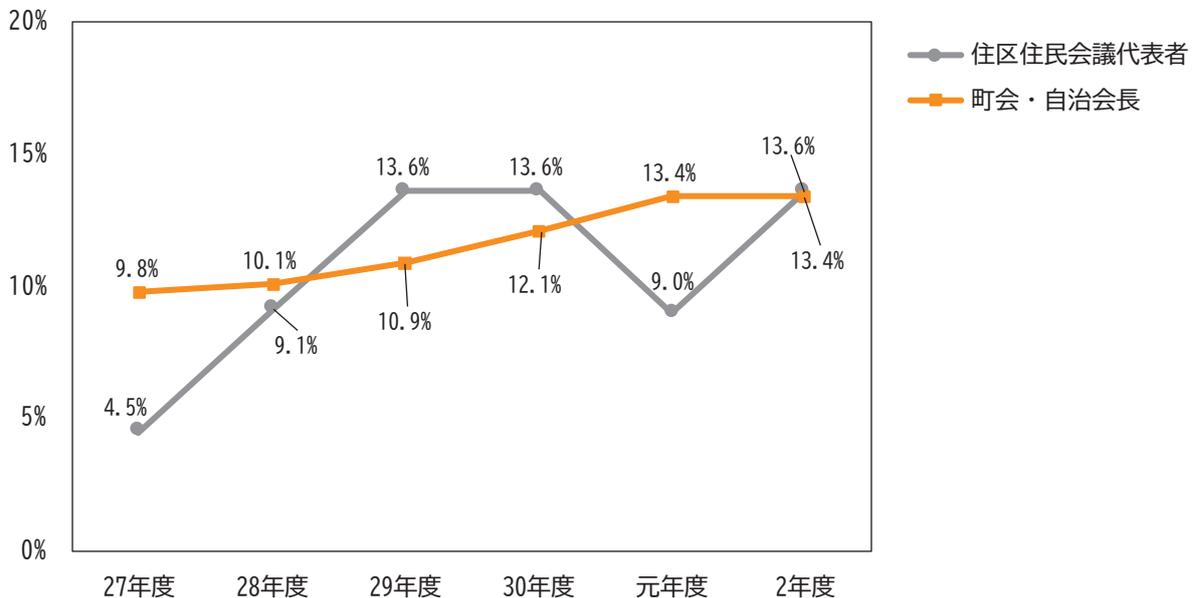
地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

地域社会は誰もが身近な場所にあり、日常生活と切り離すことのできないものです。地域の課題やニーズに対応するには、その地域で生活している様々な人の視点を取り入れることが欠かせません。一方で、地域活動では、担い手の確保や高齢化が課題になっています。このようなことから、地域活動においても、性別や年齢等に偏りがなく、多様な人材による活動が必要です。しかし、地域活動の代表者に占める女性の割合を見ると、上昇傾向にはあるものの、現状では代表者の多くは男性が担っています。令和3（2021）年度に区が実施した「男女平等・共同参画に関する区民意識調査」においても、地域の活動や行事で女性に対する差別があるという意識が表れる結果となっています。

これらの状況を改善し、地域活動に多様な意見を反映させるため、仕事をしていても参加しやすい曜日や時間帯に講座を開催することなどを通じて、広く地域活動についての意識啓発や参加促進に取り組みます。

また、男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援を通じて、草の根からの活動による発信を強化し、区民意識への浸透を図ります。

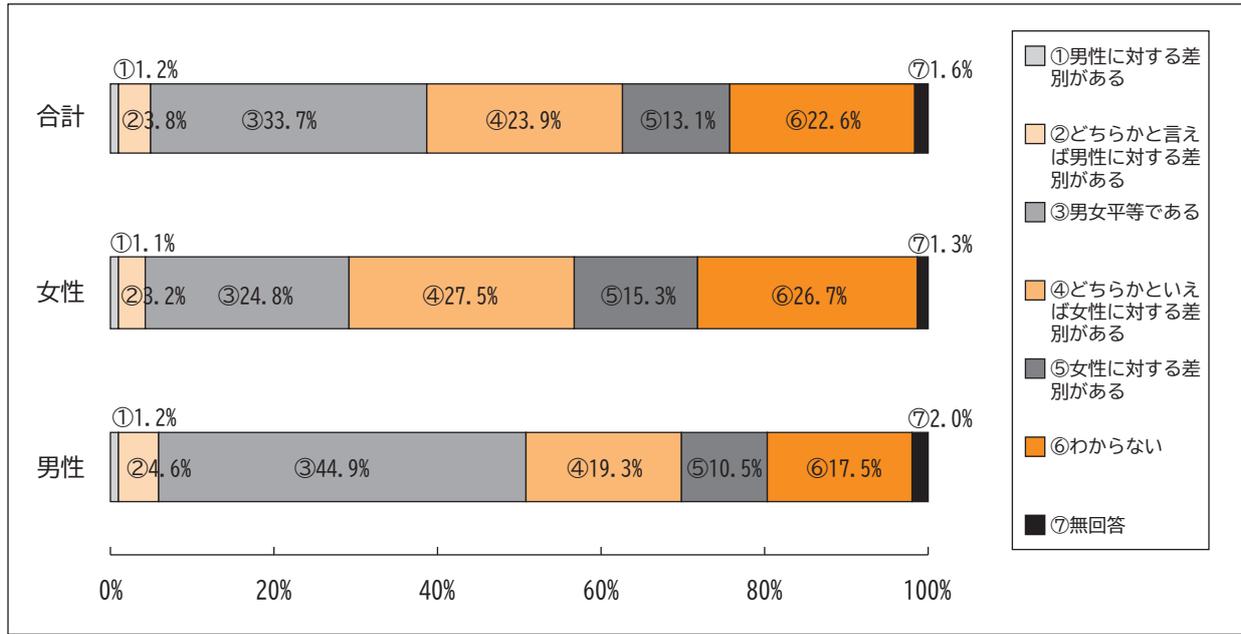
【地域活動代表者の女性割合の推移】



男女平等・共同参画に関する事業実績調査（目黒区）



【地域の活動や行事での男女平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	33.7%	50%以上

施策の方向（小項目）① 地域活動における男女平等・共同参画の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
9	働く男女が参加しやすい講座等の開催	各種講座の開催曜日・時間帯に配慮し、動画配信等により開催方法を工夫するなど、仕事をしていても参加しやすい講座運営を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課 スポーツ振興課 保健予防課 碑文谷保健センター 生涯学習課 関係各課	継続
10	団体に対する男女平等・共同参画の意識啓発	男女が均等に地域活動に参加・参画し、共に活動を担うための啓発を行います。	地域振興課 スポーツ振興課 関係各課	継続

施策の方向（小項目）②男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
11	リーダーの育成支援	地域における女性リーダーを育成するため、女性団体が実施する研修を支援します。	人権政策課	継続



12	講師派遣等支援事業の実施	区民活動を支援するため、社会教育関係団体への講師派遣事業を行います。	生涯学習課	継続
----	--------------	------------------------------------	-------	----

課題（中項目） 1 - 3

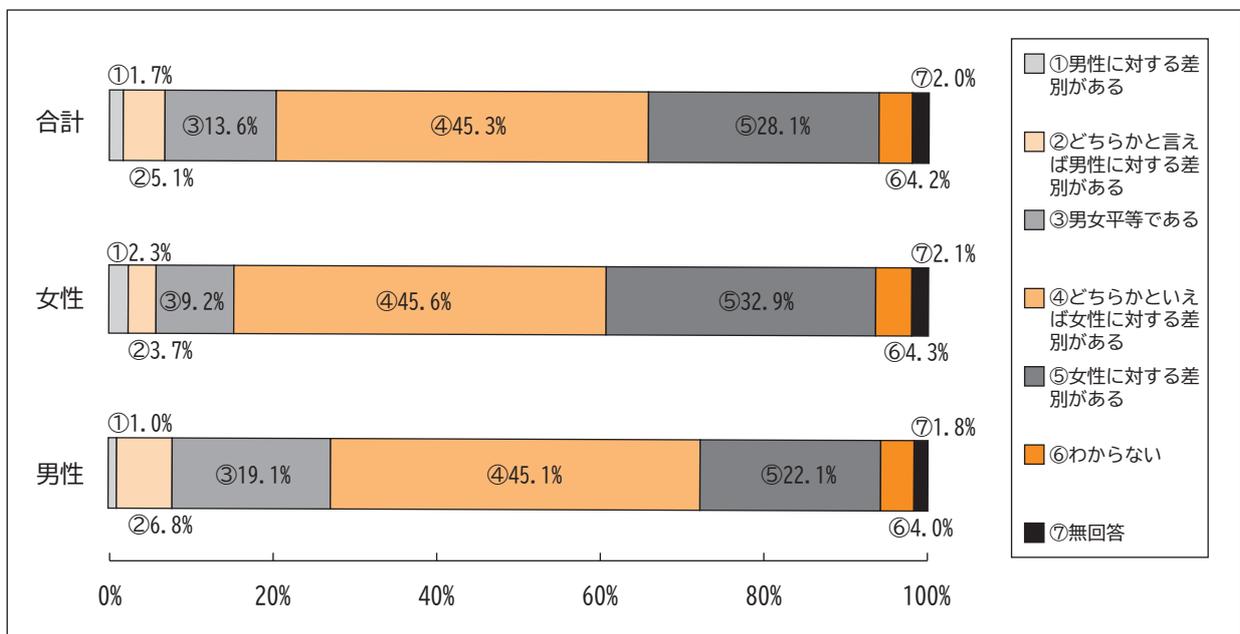
働く場における男女平等・共同参画の促進

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の自己実現につながることはもとより、新たな視点が加わることによる活動の多様化により革新が生まれる可能性が高まり、社会経済の発展にとっても重要なことです。働く場において男女の均等な機会及び待遇を確保することは、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の前提になることであり、推進する必要があります。

令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、労働・雇用・職場における男女平等意識を尋ねる質問に対し、7割以上の区民が「女性に対する差別がある」又は「どちらかといえば女性に対する差別がある」と回答しています。

この状況を改善するため、男女の待遇が平等になるよう事業者に働きかけていくとともに、女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する取組を行います。

【労働・雇用・職場における男女平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	13.6%	25%以上



施策の方向（小項目）①事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
13	事業者への啓発	事業者に対し、パンフレットやインターネット等の各種媒体を通じて情報提供するとともに、取組事例の紹介や講座開催により理解促進を図ります。	人権政策課 産業経済・消費生活課	継続

施策の方向（小項目）②女性の起業支援や就労支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
14	女性の起業、就労、人材育成及びエンパワメントに資する講座等の実施	区民・事業者に対して、女性の参画意識の醸成、参画促進及び多様な働き方を支援するため、講座の開催等による啓発事業を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課 生涯学習課	継続
15	起業に関する相談事業の実施	起業に関する相談を行います。	産業経済・消費生活課	継続
16	各種融資事業の実施	中小企業経営及び創業支援として中小企業資金等の融資・あっせんを行います。	産業経済・消費生活課	継続
17	各種貸付事業の実施	社会福祉協議会を通じて、必要な世帯に対し、生活の安定と経済的自立に向けて、目的に応じた資金貸付を行います。	健康福祉計画課	継続
18	就労相談事業の実施	ワークサポートめぐろにおいて、就労相談事業を実施します。 また、高齢者向けに内職の相談とあっせんを行います。	産業経済・消費生活課 高齢福祉課	継続

課題（中項目）1-4

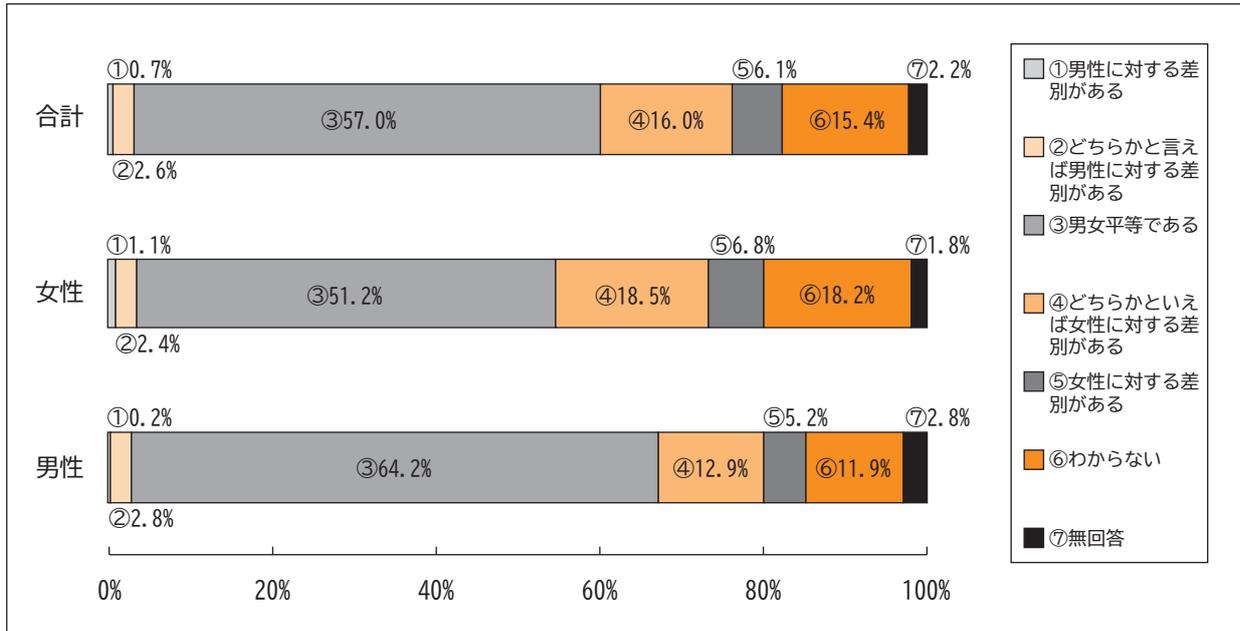
教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、幼少の頃から長年にわたり形成されていきます。そのため、大人の意識改革と併せて、子どもへの教育において固定的な性別役割分担意識を持たせない取組が必要です。加えて、それぞれの取組をするに当たっては、将来を見据え、子どもの最善の利益に配慮して取り組むことが重要です。

子どもが性別により将来の可能性を制限されないことがないよう、生涯学習の場を通じて大人も含めた意識啓発や情報発信を行うとともに、学校や幼稚園等においては、男女平等・共同参画の視点を持った教育に取り組みます。



【学校教育における男女平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
学校教育での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	57.0%	80%以上

施策の方向（小項目）① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
19	男女平等教育推進のための情報提供	各種たよりの発行や進路指導などに活用するための啓発資料の作成・配布により、情報提供を行います。	教育指導課	継続
20	保育事業における男女平等・共同参画の取組の実施	区立保育園や学童保育クラブにおいて、男女平等・共同参画の視点を持った保育の充実に努めます。	子育て支援課 保育課	継続
21	学習情報の提供	男女平等・共同参画の視点に立った学習情報の提供を行います。	生涯学習課	継続
22	社会教育講座を通じた意識の醸成	社会教育講座を通じて、男女平等・共同参画の意識の醸成を図ります。	生涯学習課	継続
23	参加型の啓発の実施	男女平等・共同参画の理解を促進するため、参加型の啓発事業を実施します。	人権政策課	継続



施策の方向（小項目）②教育の場での男女平等・共同参画の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
24	男女混合名簿の使用	出席簿において男女に順序を付けるような取扱いをしないため、男女混合名簿の使用を継続します。	教育指導課	継続
25	教員に対する男女平等研修の実施	学校における男女平等教育の推進を図るため、研修を実施します。	教育指導課	継続
26	男女平等教育に関する研究の促進	男女平等教育をはじめとした人権教育についての研究を促進します。	教育指導課	継続
27	児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発	教育を通じて、児童・生徒の男女平等・共同参画の意識を醸成します。	教育指導課	継続
28	女性教員の管理職試験の受験促進	女性教員の管理職試験の受験を促進します。	教育指導課	継続

課題（中項目）1-5

防災における男女平等・共同参画の推進

大規模災害の発生による被害は、被害を受けた人の状態や環境等により、その程度が大きく異なります。性別等によっても影響の大きさや必要な配慮に違いが生じると考えられ、女性やLGBTには、より多くの配慮が求められます。

また、その一方で、災害自体の規模だけではなく、社会における災害時の対応力によっても、被害の程度が大きく変わると考えられています。そして、社会における災害時の対応力は、平常時から備えにより、向上させることができます。したがって、防災・減災、災害に強い社会の構築には、性別をはじめとした性の在り方によって生じる災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応をできるようにすることも必要です。

しかしながら、令和3（2021）年3月1日時点での区の防災会議における女性委員割合は20%を下回っているなど、防災の取組が男性を中心に進められていることは否定できません。

区は、災害時において、災害現場の管理を行う大変重要な立場にあります。そのため、平常時からより多くの視点を取り入れて防災施策を強化するとともに、防災活動においても男女平等・共同参画を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、区は、避難所運営等における感染症対策の取組を進めていますが、このような取組にも、男女平等・共同参画の視点を取り入れて推進していきます。



課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
防災活動での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	—	50%以上

施策の方向（小項目）①女性の視点を取り入れた防災施策の強化

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
29	防災会議における女性構成委員の充実	防災会議の女性構成員を増やし、女性の視点を取り入れた防災施策を充実します。	危機管理課	新規
30	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備	様々なニーズを防災備蓄品に反映させるため、女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備を行います。	防災課	新規

施策の方向（小項目）②防災活動における男女平等・共同参画の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
31	避難所運営協議会への女性の参画	避難所運営に女性のニーズをより反映させるため、避難所運営協議会への女性の参画を促進します。	防災課	新規
32	地域防災訓練への女性の参画	災害時に女性が自ら状況を判断して動ける力を身に付けられるようにするため、地域防災訓練への女性参加者を増やす取組を行います。	防災課	新規
33	女性防災リーダーの育成	防災知識の普及や災害時の対応等に幅広く女性の視点を反映させるため、女性防災リーダーの育成に取り組みます。	防災課	新規